障害者総合支援法に基づく　ふれあい工房　アルゴ（就労継続支援Ｂ型、就労移行支援,
就労定着支援）運営規程

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下「事業者」という。）が設置するふれあい工房　アルゴ（以下「主たる事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援Ｂ型（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）及び就労移行支援（以下「指定就労移行支援」という。）及び就労定着支援（以下「指定就労定着支援」という。）において、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援Ｂ型、指定就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援Ｂ型等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　指定就労継続支援Ｂ型の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
２　指定就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、２年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
３　指定就労定着支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
４　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
５　前三項のほか、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
６　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（事業所の名称等）
第３条　指定就労継続支援Ｂ型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　ふれあい工房　アルゴ
（２）所在地　愛知県碧南市丸山町５－２５－３
２　指定就労移行支援及び指定就労定着支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　ふれあい工房　アルゴ
（２）所在地　愛知県碧南市栄町 4-11

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）サービス管理責任者　１名以上（常勤職員　兼務）
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
ア　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
イ　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
ウ　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
２　事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）指定就労継続支援Ｂ型
（ア）職業指導員　４名以上
職業指導員は、利用者に生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行う。
（イ）生活支援員　１名以上
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
（ウ）目標工賃達成指導員　１名以上
就労収入向上実践計画（工賃向上計画）に掲げた工賃目標の達成に向けて、積極的に取り組むことに従事する。
（エ）調理員　１名以上
調理員は、給食の調理を行う。
（２）指定就労移行支援
（ア）職業指導員　１名以上
職業指導員は、利用者に生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行う。
（イ）就労支援員　１名以上
就労支援員は、利用者に適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
（ウ）生活支援員　１名以上
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
（３）指定就労定着支援
（ア）就労定着支援員　１名以上
就労定着支援員は、職場への定着及び就労の継続を図るための相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（１）指定就労継続支援Ｂ型
（ア）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（イ）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
（ウ）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
（エ）サービス提供時間
午前９時から午後４時までとする。
（オ）事業所は、生産活動の状況ならびに就労訓練の一環として、利用者の意向を得た後、月２日を越えない範囲で休日にサービスを提供することがある。
（２）指定就労移行支援
（ア）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
（イ）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
（ウ）サービス提供日
月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
（エ）サービス提供時間
午前９時から午後４時までとする。
（オ）事業所は、生産活動の状況ならびに就労訓練の一環として、利用者の意向を得た後、月２日を越えない範囲で休日にサービスを提供することがある。

（３）指定就労定着支援
（ア）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、管理者が事業所の運営状況により事前に指定した日は休みとする。
（イ）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
（ウ）サービス提供日　月曜日から土曜日までとする。ただし、管理者が事業所の運営状況により事前に指定した日は休みとする。
（エ）サービス提供時間　午前９時から午後５時までとする。

（利用定員）
第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。
（１）指定就労継続支援Ｂ型　　２５名
（２）指定就労移行支援　　１０名

（主たる対象者）
第７条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、特定しない。

（サービスの内容）
第８条　事業所で行う指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援の内容は、次のとおりとする。
（１）指定就労継続支援Ｂ型
（ア）就労継続支援Ｂ型計画の作成
（イ）食事の提供
（ウ）就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
（エ）身体等の介護
（オ）施設外就労への支援
（カ）実習先企業等の紹介
（キ）施設外支援
（ク）施設外就労支援

（ケ）求職活動支援
（コ）職場定着支援
（サ）生活相談
（シ）健康管理
（ス）訪問支援
（セ）送迎サービス

（２）指定就労移行支援
（ア）就労移行支援計画の作成
（イ）就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
（ウ）身体等の介護
（エ）生産活動
（オ）実習先企業等の紹介
（カ）施設外支援
（キ）施設外就労支援
（ク）求職活動支援
（ケ）職場定着支援
（コ）生活相談
（サ）健康管理
（シ）訪問支援
（ス）送迎サービス

（３）指定就労定着支援
（ア）就労定着支援計画の作成
（イ）利用者との対面による支援
（ウ）通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援
（エ）利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援
（オ）サービス中に離職する者への支援
（イ）から（オ）に附帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言。
２　利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に１回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況の把握

（利用者から受領する費用の額等）
第９条　指定就労継続支援Ｂ型及び就労移行支援及び指定就労定着支援を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援Ｂ型及び就労移行支援及び指定就労定着支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
２　法定代理受領を行わない指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援を提供した際は、利用者から法第 29　条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額に 90 分の 100　を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定就労継続支援Ｂ型等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
（１）事業所で行う指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援
（ア）創作的活動に係る材料費　実費
（イ）日用品費の実費
（ウ）食事の提供に係る費用
昼食　１食につき６５０円（うち食材料費３５０円）
第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
（エ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（通常事業の実施地域）
第１０条　事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
（１）指定就労継続支援Ｂ型
碧南市及びその近郊市町村とする。
（２）指定就労移行支援
碧南市及びその近郊市町村とする。
（３）指定就労定着支援
碧南市及びその近郊市町村とする。

（工賃の支払等）
第１１条　事業所は、指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（訓練）
第１２条　事業者は利用者の心身の状況、その有する能力および利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行うものとする。

（施設外支援）
第１３条　事業者は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

（職場実習の実施）
第１４条　事業者は利用者が就労継続支援Ｂ型計画及び就労移行支援計画にそって実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。
２　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

（求職活動の支援の実施）
第１５条　事業者は、公共職業安定所での求職登録利用者が行う求職活動の支援に努める。
２　事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

（施設外就労）
第１６条　事業者は一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。

（職場定着のための支援の実施）
第１７条　事業者は利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。
２　利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

（利用者負担額等に係る管理）
第１８条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）
第１９条　現に指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
３　指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
４　指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）
第２０条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）
第２１条　提供した指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
２　提供した指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若

しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）
第２２条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（身体拘束の禁止）
第２３条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
⑴ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
⑵ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
⑶ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）
第２４条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
⑴ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
⑵ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
⑶ 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）
第２５条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後３カ月以内
（２）継続研修　年１回
２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　事業所は、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労移行支援及び指定就労定着支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）
第２６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）
第２７条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（衛生管理等）
第２８条　事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２　事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
⑴　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
⑵　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
⑶　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（個別支援計画の作成等）
第２９条　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。
２　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
３　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
４　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

５　サービス管理責任者は、第３項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
６　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
７　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、就労継続支援Ｂ型は少なくとも６月に１回以上、就労移行支援は少なくとも３月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
８　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
⑴　定期的に利用者に面接すること。
⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
９　第１項から第６項までの規定は、第７項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

附　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
平成２７年４月１日から施行する。
平成２９年１０月１日から施行する。
平成３０年１０月１日から施行する。
平成３１年４月１日から施行する。
令和２年４月１日から施行する。
令和４年４月１日から施行する。
令和５年４月１日から施行する。
令和７年４月１日から施行する。

改訂前	改定後
第１０条　　略	第１０条　　略
（１）指定就労継続支援Ｂ型	（１）指定就労継続支援Ｂ型
碧南市、西尾市、高浜市、刈谷市、半田市、安城市の全域とする。	碧南市及びその近郊市町村とする。
（２）指定就労移行支援	（２）指定就労移行支援
碧南市、西尾市、高浜市、刈谷市、半田市、安城市の全域とする。	碧南市及びその近郊市町村とする。
（３）指定就労定着支援	（３）指定就労定着支援
碧南市、西尾市、高浜市、刈谷市、半田市、安城市の全域とする。	碧南市及びその近郊市町村とする。